

資料 3

平成 29 年度第 2 回化学物質安全対策部会について

第一種特定化学物質に指定することが適当とされたデカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンに係る措置について

1. 背景

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 8 回締約国会議（COP8）において、製造、使用等を原則禁止することとされた「デカブロモジフェニルエーテル」及び「短鎖塩素化パラフィン」について、薬事・食品衛生審議会において、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）に基づき第一種特定化学物質に指定することが適当とされた。（平成 29 年 9 月 28 日薬事分科会資料参照）

これら 2 物質群について、10 月 25 日の化学物質安全対策部会にて、具体的な措置を審議した。

2. 化審法による対応

（1）輸入を禁止する製品の指定

国内におけるこれまでの当該化学物質の使用状況及び使用されている製品の輸入の状況並びに海外における使用状況を踏まえ、下表のとおり指定することが適当であるとされた。

化学物質	輸入を禁止する製品※
デカブロモジフェニルエーテル	<ul style="list-style-type: none">・ 繊維・樹脂・ゴム用難燃処理薬剤・ 防災性生地・ 防災カーテン、敷物、のぼり旗・ 接着剤及びシーラント
短鎖塩素化パラフィン	<ul style="list-style-type: none">・ 塗料（防水性かつ難燃性のもの）・ 樹脂・ゴム用可塑剤・ 接着剤及びシーラント・ 皮革用加脂剤・ 繊維用難燃処理薬剤・ 潤滑油、切削油及び作動油

※製品についての区分、表現の仕方等については今後、変更がありうる。

(2) 代替困難な用途の指定

いずれの化学物質についても、以下の理由から代替困難な用途として指定する必要性は認められず、全ての用途について製造、使用等を禁止することが適当であるとされた。

デカブロモジフェニルエーテル：平成 30 年 3 月までに他の物質・技術への代替が完了する見込みである

短鎖塩素化パラフィン：既に製造・輸入は中止されており、今後の輸入も予定されていない

ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）又はその塩に係る今後の対応について

1. 背景

「ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS。以下「PFOS」という。）又はその塩」は、平成21年のストックホルム条約第4回締約国会議(COP4)において、制限の対象物質とすることが決定され、平成22年4月1日に化審法の第一種特定化学物質に指定された。同時に、ストックホルム条約において認められた製造・使用等の禁止の適用除外用途のうち、当時の我が国におけるPFOSの使用実態に照らし、以下の3つの用途については使用することができる用途として、化審法上規定された。

- ① エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）の製造
- ② 半導体用のレジストの製造
- ③ 業務用写真フィルムの製造

上記の①～③の用途については、今後の技術開発等により、可及的速やかに他のより安全な物質への代替を進めていくことが望まれているものであり、国は使用実態や代替に向けた進捗状況を把握する必要があるとされた。

PFOS又はその塩について、10月25日の化学物質安全対策部会にて、具体的な措置を審議した。

2. 化審法による対応

（1）PFOS又はその塩を使用することができる用途の削除

業界団体へのヒアリング等により、上記①～③の用途については、既に他の物質への代替が完了し、使用実態がない旨が確認されたことから、PFOS等を使用することができる用途としての対象から除外することが適当であるとされた。

（2）輸入禁止製品の追加

以下の①～③の製品について、ストックホルム条約上は引き続き製造・使用等の禁止の適用除外規定が適用されることから、輸入を禁止する製品として指定することが適当であるとされた。

- ① エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）
- ② 半導体用のレジスト
- ③ 業務用写真フィルム

(3) 取扱上の技術上の基準への適合及び表示義務が必要な対象の削除

国内において、上記の①～③の製品について、使用実態がなく、また、既に在庫が無いことが確認されていることから、これらについて、取扱上の技術上の基準への適合及び表示義務が必要な対象から除外することが適当であるとされた。